

# 訴 状

令和8年1月23日

名古屋地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 柘 植 直 也



外17名

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

不当条項使用禁止等請求事件

訴訟物の価額 金160万円

貼用印紙額 金1万3000円

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、別紙飲食店目録記載AないしC及びE、Fの各飲食店において、消費者との間で、同各飲食店での飲食予約の契約を勧誘、締結するに際し、別紙契約条項目録記載1の各内容の条項を含む意思表示を行ってはならない。
- 2 被告は、別紙飲食店目録記載AないしDの各飲食店において、消費者との間で、同各飲食店で会場予約（貸し切り）の契約を勧誘、締結するに際し、別紙契約条項目録記載2（1）及び同目録記載2（2）の内容の条項を含む意思表示を行ってはならない。
- 3 被告は、別紙契約条項目録記載1及び記載2の各内容の条項が記載された書面、電子データ、ホットペッパーグルメ、食べログ、ぐるなびの各Web予約サイト上の記載を破棄ないしは削除せよ。

- 4 被告は、Web予約サイトであるホットペッパーグルメの運営会社である株式会社リクルートに対し、ホットペッパーグルメの別紙飲食店目録記載AないしC及びE、Fの各予約サイトに、別紙契約条項目録記載1の各内容の条項を掲載しないこと、及び、ホットペッパーグルメの別紙飲食店目録記載AないしDの各予約サイトに、別紙契約条項目録記載2の内容の条項を掲載しないことを周知徹底させる措置をせよ。
- 5 被告は、Web予約サイトである食べログの運営会社である株式会社カカクコムに対し、食べログの別紙飲食店目録記載AないしC及びE、Fの各Web予約サイトに、別紙契約条項目録記載1の各内容の条項を掲載しないこと、及び、食べログの別紙飲食店目録記載AないしDの各予約サイトに、別紙契約条項目録記載2の内容の条項を掲載しないことを周知徹底させる措置をせよ。
- 6 被告は、Web予約サイトであるぐるなびの運営会社である株式会社ぐるなびに対し、ぐるなびの別紙飲食店目録記載AないしC及びE、Fの各Web予約サイトに、別紙契約条項目録記載1の各内容の条項を掲載しないこと、及び、ぐるなびの別紙飲食店目録記載AないしDの各予約サイトに、別紙契約条項目録記載2の内容の条項を掲載しないことを周知徹底させる措置をせよ。
- 7 被告は、その従業員らに対し、別紙飲食店目録記載AないしFの各店舗での飲食予約及び会場予約に関し、被告が別紙契約条項目録記載1、2の条項を含む意思表示を行うための事務を行わないこと、及び、請求の趣旨第3項記載の書面、電子データ、ホットペッパーグルメ、食べログ、ぐるなびの各Web予約サイト上の記載を破棄すること、並びに、株式会社リクルート、株式会社カカクコム、株式会社ぐるなびに請求の趣旨第4項ないし第6項の措置をすることを指示せよ。
- 8 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

## 請 求 の 原 因

## 第1 当事者

- 1 原告は、消費生活に関する情報の収取及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人であり、平成22年4月14日、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣より認定を受けた適格消費者団体である（甲1）
- 2 被告は、飲食店の経営、運営等を目的とする会社である（甲2）。  
被告は、別紙飲食店目録記載AないしFの飲食店を経営、運営している。

## 第2 被告が、消費者から飲食予約、会場予約を受けるに際し、別紙契約条項を含む意思表示を行っていること

- 1 被告は、別紙飲食店目録記載AないしC及びE、Fの各飲食店において、不特定かつ多数の消費者からの飲食予約に関して、契約を勧誘し、契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載1の各契約条項を用いた意思表示を行っている。

また、被告は、株式会社リクルートが運営するWeb予約サイトであるホットペッパーグルメ、及び、株式会社カカコムが運営するWeb予約サイトである食べログ、並びに、株式会社ぐるなびが運営するWeb予約サイトであるぐるなびの別紙飲食店目録AないしC及びE、Fの各店舗のサイトに、別紙契約条項目録記載1の契約条項を掲載し、不特定かつ多数の消費者からの飲食予約に関して、契約を勧誘し、契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載1の各契約条項を用いた意思表示を行っている（甲3～甲8）。

- 2 被告は、別紙飲食店目録記載AないしDの各飲食店において、不特定かつ多数の消費者からの会場予約（貸し切り）に関して、契約を勧誘し、契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載2の契約条項を用いた意思表示を行っている。

また、被告は、株式会社リクルートが運営するWeb予約サイトであるホットペッパーグルメ、及び、株式会社カカコムが運営するWeb予約サイトである食べログ、並びに、株式会社ぐるなびが運営するWeb予約サイトであるぐるなびの別紙飲食店目録AないしDの各店舗のサイトに、別紙契約条項目録記載2の契約条項

を掲載し、不特定かつ多数の消費者からの会場予約（貸し切り）に関して、契約を勧誘し、契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載2の契約条項を用いた意思表示を行っている（甲9～甲12）。

なお、別紙契約条項目録記載2の契約条項中にある各店最低利用料金につき、被告は、別紙各店最低利用料金一覧表のとおり定めている（甲9～甲12）。

### 第3 本件各契約条項が消費者契約法9条1項に抵触し、無効であること

#### 1 別紙契約条項目録記載1（1）の契約条項の無効

(1) 別紙契約条項目録記載1（1）の契約条項は、別紙飲食店目録記載AないしF記載の各飲食店を予約した消費者について、予約後の人数の減少の可否に関し、開催日の7日前からは7人まで、開催日の前日は2人まで変更可能、開催日当日は変更不可とするものであり、これは、開催日の7日前から前々日までは7人を超える人数減少部分の金額につき、また、開催日の前日には2人を超える人数減少部分の金額につき、開催当日には、人数減少分全部の金額につき、契約解除に伴う損害賠償の額の予定ないし違約金を定めるものに他ならない。

(2) ところで、消費者契約法9条1項1号は、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的損害の額を超えるものにつき、当該超える部分を無効と定めている。

しかし、開催日の7日前から開催日の前々日までの間に7人を超えるキャンセルがあった場合や、前日に2人を超えるキャンセルがあった場合であっても、その時期に応じ、別の顧客の予約や入店による再販の可能性もあり、また、食材等の仕入時期等や転用可能性、人件費の転用可能性等を考慮した場合、少なくとも、一律に開催日の7日前から開催の前々日までの間の7人を超えるキャンセル部分や、前日の2人を超えるキャンセル部分についての金額を損害賠償の額の予定や

違約金と定めるのは、被告に生ずべき平均的損害を超えるものである。

- (3) したがって、別紙契約条項目録記載1(1)の契約条項は、消費者契約法9条1項1号に抵触し、無効である。

## 2 別紙契約条項目録記載1(2)の契約条項の無効

- (1) 別紙契約条項目録記載1(2)の条項には、別紙飲食店目録記載AないしFの各飲食店を予約した消費者が、予約確定日5日後以降に予約をキャンセルした場合にキャンセル料として予約した料金の30%、開催日3日前からは50%、2日前からは80%、開催日当日のキャンセルは100%のキャンセル料を課す(但し、席のみ予約の場合は1人3000円で算出)とのことが記載されている。

- (2) 上記キャンセル料の定めは、契約解除に伴う損害賠償の額の予定ないし違約金を定めるものであるところ、予約確定日から開催日当日までの期間を問わず、予約確定日の5日後から30%のキャンセル料を定めることは、キャンセルの時期により、別の顧客の予約や入店による再販の可能性があることや食材等の仕入時期等や転用可能性、人件費の転用可能性等を考慮した場合、被告に生ずべき平均的損害を超えるものである。

また、開催日の3日前からのキャンセルにつきキャンセル料を50%と定め、さらに、開催日の2日前からのキャンセルにつきキャンセル料を80%と定めることも、新たな予約や、予約以外の顧客の入店による再販の可能性がある、食材等の仕入時期等や転用可能性、人件費の転用可能性等を考慮した場合、損害賠償の額の予定ないしは違約金の定めとして、被告に生ずべき平均的損害を超えるものである。

- (3) したがって、別紙契約目録記載1(2)の契約条項は、消費者契約法9条1項1号に抵触し、無効である。

## 3 別紙契約条項目録記載2の契約条項の無効

- (1) 別紙契約条項目録記載2(1)(2)の各契約条項は、別紙飲食店目録記載AないしDの各店舗の会場を貸切予約をした消費者からのキャンセルにつき、予約受

付日から2日後ないし3日後より各店舗規定最低利用料金の30%、開催日の31日前から各店舗規定最低利用料金の100%のキャンセル料を課すことが記載されている。

そして、上記各飲食店の最低利用料金につき、被告は、別紙各店最低利用料金一覧表のとおり定めている。

(2) 上記キャンセル料の定めは、契約解除に伴う損害賠償の額の予定ないし違約金を定めるものである。

しかし、予約受付日から2日後以降のキャンセルにつき、開催日までの期間を問わず一律キャンセル料を各店舗で定める最低利用料金の30%とし、しかも、各店舗はいずれも飲食店であり、貸切会場として以外での飲食店としての通常の利用や、比較的少人数も含んだ貸切利用を予定されているものであり、開催日までの期間に応じ、別の顧客の予約や入店による再販の可能性が十分ある。

また、開催日の31日前からのキャンセルにつき、一律、最低利用料金の100%とする定めも、飲食店として、貸切会場として以外の通常の利用や、比較的少人数も含んだ貸切利用も予定されていることを考慮した場合、別の顧客の予約や入店による再販の可能性が十分にあり、さらに、食材等の仕入時期等や転用可能性、人件費の転用可能性等もあるものである。

これらの点を考慮した場合、上記キャンセル料のさだめは、損害賠償の額の予定ないしは違約金の定めとして、被告に生ずべき平均的損害を超えるものである。

(3) したがって、別紙契約目録記載2の契約条項は、消費者契約法9条1項1号に抵触し、無効である。

第4 原告が被告に対し消費者契約法41条1項に定める差止請求書を送付し到達していること

1 原告は、被告に対し、消費者契約法9条1項1号の趣旨に適合するように契約条項を改めるよう求めてきたが、被告は、上記契約条項につき、抜本的な改定をしな

いまま、現在に至っている。

2 そこで、原告は、被告に対し、令和7年6月17日、消費者契約法41条1項に定める書面により、消費者との間で、飲食予約、会場予約の申込を受け、契約を締結するに際し、別紙契約条項目録各記載の契約条項を含む意思表示を行わないことなどを請求し（甲12の1）、同書面は、同月18日、被告に到達した（甲12の2）。

## 第5 結び

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法12条3項に基づき、消費者との間で、別紙店舗目録記載の各店舗で飲食予約を受け、契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の各契約条項を含む意思表示を行わないこと、当該条項が記載された書面、電子データ等を破棄すること、Web予約サイト運営会社に対し、別紙飲食店目録記載の各飲食店のWeb予約サイトに当該条項を記載させないことの措置を取ること、被告の従業員らに対し、これらを指示することを求めて、本訴を提起する。

## 証 拠 方 法

- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 甲第1号証 | 適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書         |
| 甲第2号証 | 履歴事項全部証明書                          |
| 甲第3号証 | ホットペッパーグルメ上の「クワン名駅」の予約サイトの最初のページ部分 |
| 甲第4号証 | ホットペッパーグルメ上の「クワン栄」の予約サイトの最初のページ部分  |
| 甲第5号証 | ホットペッパーグルメ上の「バーデンバーデン栄」の予約サイ       |

- トの最初のページ部分
- 甲第6号証      ホットペッパーグルメ上の「カンラクサカバ名駅」の予約サイトの最初のページ部分
- 甲第7号証      ホットペッパーグルメ上の「カンラクサカバ栄」の予約サイトの最初のページ部分
- 甲第8号証の1、2      ホットペッパーグルメ上の「クワン名駅」の予約サイトの貸切予約の案内部分
- 甲第9号証の1、2      ホットペッパーグルメ上の「クワン栄」の予約サイトの貸切予約の案内部分
- 甲第10号証の1、2      ホットペッパーグルメ上の「バーデンバーデン栄」の予約サイトの貸切予約の案内部分
- 甲第11号証の1、2      ホットペッパーグルメ上の貸切スペース「バオット名古屋」の予約サイトの最初のページ部分及び貸切予約の案内部分
- 甲第12号証の1      差止請求書
- 甲第12号証の2      郵便物配達状況詳細記録

#### 附 属 書 類

- |           |     |
|-----------|-----|
| 1. 訴状副本   | 1通  |
| 2. 甲号各証写し | 各2通 |
| 3. 資格証明書  | 2通  |
| 4. 訴訟委任状  | 1通  |

## 当事者目録

〒461-0001

名古屋市東区泉一丁目7番34号 荘苑泉3C

原 告 特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

上記代表者理事 荻原典子

上記訴訟代理人弁護士 別紙原告訴訟代理人目録記載のとおり

〒460-0008

名古屋市中区栄四丁目5番8号 グルメエアリビル6F

被 告 株式会社スライプステージコーポレーション

上記代表者代表取締役 舟橋賢悟

## 飲食店目録

- A 名古屋市中村区椿町20番地の12 セントレイクレノン椿名駅10F  
クワン名駅
- B 名古屋市中区栄三丁目13番31号 プリンセスガーデンホテルB1F  
クワン栄
- C 名古屋市中区栄四丁目5番8号 グルメエアリビル6F  
バーデンバーデン栄
- D 名古屋市中村区名駅二丁目41番1号 MKビル3階  
貸切スペース バオット名駅
- E 名古屋市中村区名駅二丁目41番1号 MKビル2階  
カンラクサカバ名駅
- F 名古屋市中区栄三丁目13番31号 プリンセスガーデンホテルB1F  
カンラクサカバ栄

## 契約条項目録

### 1 契約条項1

- (1) 予約後の人数減少に関し、開催日から7日前より7人まで、前日は2人まで変更可能とする契約条項
- (2) 予約後のキャンセルに関し、予約確定から5日後から30%、来店日の3日前から50%、2日前から80%、当日100%（席のみ予約は1人3000円で算出）のキャンセル料を請求するとする契約条項

### 2 契約条項2

- (1) 予約受付から2日後より各店規定最低利用料金の30%のキャンセル料金が発生し、開催日の31日前から各店規定最低利用料金の100%のキャンセル料金が発生するとする契約条項
- (2) 予約受付日から3日後より各店規定最低利用料金の30%のキャンセル料金が発生し、開催日の31日前から各店規定最低利用料金の100%のキャンセル料金が発生するとする契約条項

## 別紙各店最低利用料金一覧表

### クワン名駅

		最低利用料金	
		金・土・祝前休日	その他
	着席 50 名、立食 70 名まで	¥160,000	¥100,000

### クワン栄

		最低利用料金	
		金・土・祝前休日	その他
店舗貸	着席 116 名、立食 130 名以上	¥280,000	¥200,000
切 フロア B	着席 78 名、立食 78 名以上	¥170,000	¥140,000

### バーデンバーデン栄

		最低利用料金	
		金・土・祝前	日・祝・その他
店舗貸	90 名以上 (立食 130 名以上)	¥350,000	¥260,000
切	着席 46 名	¥140,000	¥100,000
A	着席 36 名	¥120,000	¥80,000
BC	着席 76 名	¥220,000	¥160,000
B&C&D	24 名・立食不可	¥80,000	¥65,000
D			

バオット名駅

		最低利用料金	
		金・土・祝前休日	その他
	着席 55 名、立食 70 名まで	¥160,000	¥120,000

## 訴訟代理人目録

〒460-0002

名古屋市中区丸の内一丁目2番31号 景雲橋ハイツ2階201号

太田・青木法律事務所

電話 052-201-0020 FAX 052-201-0019

原告訴訟代理人弁護士 青 木 俊

〒460-0002

名古屋市中区丸の内二丁目18番22号 三博ビル5階

名古屋第一法律事務所

電話 052-211-2236 FAX 052-211-2237

原告訴訟代理人弁護士 青 山 玲 弓

同 萩 原 典 子

〒458-0801

名古屋市緑区鳴海町字花井町37番地

鳴海法律事務所

電話 052-846-5522 FAX 052-846-5523

同 伊 藤 裕 基

〒461-0001

名古屋市東区泉一丁目1番35号 ハイエスト久屋2階

久屋大通法律事務所

電話 052-961-3307 FAX 052-961-3308

同 伊 藤 陽 児

〒460-0003

名古屋市中区錦三丁目4番12号 SUZUI O2ビル5階

あかり総合法律事務所

電話 052-959-5536 FAX 052-959-5537

同 岩城善之  
同 西口誠  
同 濱尚行  
同 平野憲子

〒460-0002

名古屋市中区丸の内一丁目2番11号 ロマスビル5階

きしもと法律事務所

電話 052-209-5526 FAX 052-209-5527

同 岸本博道

〒460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目5番35号 弁護士ビル801号

竹之内智哉法律事務所

電話 052-955-8123 FAX 052-955-8124

同 竹之内 智 哉

〒444-0862

愛知県岡崎市吹矢町89番地 鶴田ビル3階303号室

ささゆり法律事務所

電話 0564-73-5020 FAX 0564-73-5021

同 中根祐介

〒460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目15番34号 第16KTビル6階

電話 052-253-8471 FAX 052-951-7717

同 西森由紀子

〒460-0002

名古屋市中区丸の内二丁目2番7号 丸の内弁護士ビル203号

牧野法律事務所

電話 052-204-1260 FAX 052-204-1261

同 牧野 一 樹

〒453-0832

名古屋市中村区乾出町二丁目7番地 正和ビル2階

なかむら公園前法律事務所

電話 052-486-7388 FAX 052-486-7389

同 松澤 良人

〒478-0017

愛知県知多市新知字樋之口四丁目1番地 朝倉ビル2階

東海知多総合法律事務所

電話 0562-85-6166 FAX0562-85-6167

同 森 悠

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目13番18号 サッサセンタービル3階

弁護士法人丸浜法律事務所

同 山田 英典

電話 052-935-1900 FAX 052-935-1950

〒460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号 DDSビル6階

弁護士法人リブレ 名古屋事務所 (送達場所)

電話 052-953-7885 FAX052-953-7884

同 柘植 直也